

一本のメールでも労働者の権利は守れる

緑区に住む派遣社員から日本共産党に「退職通告された」とメールがはいった。かとう市議たちが出かけ実態を聞き、翌日労働組合に加盟。派遣を扱う愛知労働局に八田ひろ子さん・もとむら伸子さんと本人、組合役員などで「派遣法違反、派遣先企業による直接雇用を求める申告、労働条件明示義務違反」を訴え「派遣元に3年以上の派遣労働者の直接雇用の是正勧告と直接雇用をするよう指導して欲しい」と要請した。

本人と組合は会社を呼んで団体交渉を開始した。

派遣労働者の勤務と生活実態は、

勤務は朝6時半～15時15分と夜勤は16時15分～1時の二交代制で7時間45分勤務。朝5時に会社の車で乗り合わせて出勤、帰日も職場から乗りあわせて帰ってくる。

賃金は1時間1000円と100円の技能手当での時間給、夜勤は100円の割り増し、月18万円位になり、ここから住居費47000円、電気・ガス代、寝具・冷蔵庫のリース代、昼食代を差し引き、受け取るお金は10万円ソコソコだ。

一人の人は健康保険・失業保険も加入していない。雇用契約書もなく3年、4年と同じ職場で働いてきて、1ヶ月前の解雇予告である。この人たちに労働者の権利や、人間として文化的に営む権利が保障されているのだろうか。

国会での日本共産党の追及や佐々木憲昭議員、もとむら伸子さんの厚生労働省への要請や労働組合も団体交渉を重ねている。愛知労働局から「期間制限違反の指導文書と、直接雇用の口頭の助言」が出た。しかし解雇の撤回解決はしていない。闘いはこれからだ。

幾つかは保障されてきた。

住宅については半年間無料で入居保障、これまでなかった有給休暇は20日間失業保険ももらえるようになった。

どんな横暴な企業に対しても本人の勇気と国会の追及と労働者の団結で現状を変えることができる事を教えてくれた。

文責 緒川

春の講演会

「自衛隊のイラク派兵は憲法違反」

講師 池住 義憲氏

自衛隊イラク派兵差止訴訟の会代表

《とき》3月28日(土)13:30~16:00

《ところ》徳重コミュニティーセンター

主催：徳重・熊の前・神の倉九条の会

毎月有松駅前9の日宣伝

東丘九条の会と有松・桶狭間九条の会は毎月それぞれ有松駅前夕方、「9条守ろう」の宣伝を行っています。

3月は、東丘九条の会は沢田研二のわが窮状をかけメガホンで宣伝、署名は16筆でした。

有松・桶狭間9序の会はハンドマイクで宣伝、署名は11筆でした。

1月31日、平民懇主催の「区政への思いと要求を出し合い市政を変える懇談会」の平和・環境問題分科会での発言内容に一部間違いがあったと訂正がありましたのでお知らせいたします。

プラスチック製容器包装

「『全部燃やしている』は間違いだった!!」

平民懇主催の「区政への思いと要求を出し合い市政を変える懇談会」での「平和・環境問題」分科会で、資源ゴミの分別作業を町内会などで苦勞してやっているにもかかわらず、分別したプラスチック製容器包装のゆくえについて、「全部燃やしている」という発言があり、「そんなことなら何のために苦勞して分別しているのか分からない」など、行政のやり方への“不信”の声も出されました。

この「全部燃やしている」と発言をしたGさんが後日事務室長宅をおとすれ、「あの発言は間違っていました。リサイクルされた製品も何種類かありましたので・・・」と資料を添えて説明していただきました。同時に、「正確な発言をしなかったことを皆さんにお詫びをします」と繰り返されていました。

収集されたプラスチック製容器包装のゆくえは、資料によると、

- 1、選別委託業者が、不純物（空き缶、ガラス、食べ残しのある弁当容器）など取り除き、圧縮梱包しリサイクル業者へ。
- 2、再度選別する。その後、粉碎・洗浄または高熱を加えて3種類に分解。
 - ◆粉碎・洗浄の場合＝プラスチックを細かく砕いて洗浄。
 - ◆高熱を加えて3種類に分解の場合＝
 - 油化→プラスチック原料など。
 - ガス化→発電用燃料。
 - 固形化→コークス代替剤（鉄鉱石から鉄を造るときに使う）
- 3、加工＝溶かして、プラスチック製品に加工する。
加工する製品はCD、車止め、プラスチックカップ、物流資源のパレットなど